動員学徒と遺族等援護法適用・靖国合祀

九五〇年代の靖国神社遺児参拝(13)

松岡勲

はじめに

ような間違った書き方をしました。今回は、 運動が長崎に「伝播」した事になり、不正確だったと思います。 あったのです。」と指摘を受けました。 神社に合祀されました。(関千枝子著『ヒロ 支給されました。さらに援護法が適用された動員学徒たちは靖国 に出かけたとき、 今年(二〇一八年)四月に広島・長崎に /原爆、 資料も集めていながら、 援護法が改正され、 の本誌 占領下の沖縄にも拡張されました。」と書きましたが、そ 関千枝子さんから「当時援護法適用について全国の運動が 靖国、 ・靖国合祀について、全国的な動きにも触れ、 (以下、 |第四四号の連載の最後で動員学徒 への遺族等援護法適用と靖国合祀について考えまし 朝鮮半島出身者』彩流社)この運動は長崎 動員学徒への遺族等援護法適用・ 遺族等援護法とする)について「一九五 動員学徒に援護法が適用され、遺族年金が 収集した資料を充分読めていず、 私の書き方では、 「靖国文集」の資料収集 動員学徒の遺族等援 シマの少年少女たち と戦傷病者戦没者遺 靖国合祀 広島 広島の 間にも拡 この ・長 関係 年

動員学徒の被災

則として停止され、 されました。一九四五年の春には国民学校初等科以外の授業は原 則として通年動員の体制となり、 員が実施されました。一九四四年には動員はさらに強化され、原 徒戦時動員体制 校に対して集団的勤 三八年四月に国家総動員法が公布され、文部省は中学校以上の学 戦にいたりました。 同 報国隊を組織 疎開作業等に動員されました。 年五 第二次世界大戦中に中学校以上の学徒は工場や食糧 月戦時教育令により教育の決戦体 して勤労動員が行われました。 確立要綱が閣議で決定され、 全学徒は本土決戦体制に総動員されました。 労作業の実施を指令し、 それを学徒動員といいます。 同年八月には学徒勤労令が公布 制をさらに法制化 以後本格的に学徒動 一九四三年六月に学一九四一年には学校 増産、 して敗 一九

環としてペンを捨てて銃を、 れた。 った学徒出陣とともに、 「(一九四四年) 化に対処せざるを得ない状態となったのである。 同年八月には学徒勤労令が公布され、 四月 半 ば わが国の教育体制が 頃 あるいはハンマーを持って、 カコ たら続 々と軍需 国家総動員計画の一 既に実施されつつあ 工 場や農村 学徒の 戦争の 動員さ

三万 動員率 は 入 和二十 は 六 玉 民学校高等科 年三月に 九%を占めるに至った。」(『財 お て、 一六〇万人、 大学・高 計三四一万人に達 専 八 寸 法人 万人、 学徒援護会一 中等学校 Ļ その 六

被爆 なかった息子 としえさん) 後は中学校一 空襲にあ 操高等女学校の教員であった時に学徒動員業務に従事 胸部打撲が原因で結核になり、 広島市中 奇跡的に助かりました。 された女学生は、 学生の母宛 ふたりで眺 小学校卒業と同 女子学徒看護隊のほとんどは豪の中で亡くなりましたが 九歳で死亡 「命の破片 九 て戦争なんか起こるでしょうか。 今手元に 六〇 最初の手記は明治大学法科に在学中に日本窯業に動員され 野さんの文章で、 重度の った工場動員学徒の惨状を詳細に記録した手記 ・央郵便局に交換手とし 年 8 しました。 (T) 宮 その折々」と名付けられた短歌集です。彼は作業中、 書簡 ながら語り合う場 さんへの哀惜をこめた手記で、 原爆投下 \mathcal{O} 年生の息子さんを原爆で亡くされたお母さん 原 手記 障害を受けました。 月発行 周 時に東京都第一 で、 白桜看護隊に参加 治 で 編 その この後彼は過労により肋膜炎を起こし、 \dot{O} また沖縄県立 「あしあと」と題され、 _ さらに広島市進徳女学校三学年在学中に が あ 日 原爆投下前 0 あ しあと』 b, 朝 面 戦後死亡しました。 て動員された女学生 陸軍造兵廠に動員された青年の 以 元気で家を出て行 が 一(財 続い 第二 下の į あ 止 ります。 日の夜、 め 団 ってほ 六編、 て東京都豊島 一高等女学校在学中に動 米軍の火炎放射を受け、 法 人 胸が熱くなります。 から L この 息子さんは 屋 V 動 う構成さ. なあ 根の上で星空を 員学徒 生は、 本のほぼ 次に豊橋市 Ĺ 区 です。 勤務中に 第 日 れ 援 米軍 彼女は 本に無 「どう 0 (藤野 て 護 て来 半分 高 V 会 最 \mathcal{O} 松 等 員 た ま

> までも、 ならない ら送ってやり、 ŧ いと思うけ でたまらな $\bar{\mathcal{O}}$ はアメリカから送ってもら のですか。 何時までも生きてい بخ どうして日 世 そう思う 僕は天皇 界 单 が 仲 1本人は、 主陛下の こ良くゆ て、 お父さんお母さんに親孝行をし 御為に死に か W フ 天皇陛下 イリ ŧ \mathcal{O} É か 度うない しら。 ンに の御為に 無 V ょ 死 僕 物 元なねば は は 何 不 日 時 本

議

かい

様 L < 争 語 心 た で々な思い 、気持 る。 た。 で 死 は 非国 この 5 W で 民でしょうか。」と い 出 は 部 同 V を残して、 分を読 ľ った肉親に だと 思 んで、 1 抱 ま 戦



『あしあと』(動員学徒援護会)

援護 法の動員学徒への適用と靖国合祀

遺

国各地 や障害年金の交付の 犠 準 田 t 五. L 性者 た。 軍属に認定させ、遺族年金 永 遺 年頃から始 戦 実著 争 族等援護法が適 で同 の会、 広島 ,中に学徒動員で犠牲になった学徒 『遺 様 旋と戦 の会が 長崎 長崎 まりまし では で建 ~でき、 後 ための運 用される経過です。 た。 長崎県動員学徒犠 物 岩波新書参 疎 全国 運 開 運動を行 を保障させようとする 動 作 的にはな の過程で広島では広 :業や工場 照 い ま 動 性者の 員学徒援護会が 動 田田 た。 員等で被爆した学徒 0 中 保障 会が 伸 以下 尚 は 結 島 運 は あ 11県動 田 動員学徒に 成 動 りません 遺族 べされ は 中 宏 野員学徒 九 年 金 全 五 を で

九 五三年 八月に、 恩給法改正を公布 し、 軍 人恩 0 復 活 が は

法の から L し、遺族等援護法の方は従来補償の対象とされなかっ 適用範囲 れまし なっ た。 を拡大して て 軍 上人恩給 た軍人・ 行き、 0 復活によって、 軍属の大部分が恩給 動員学徒も準軍 それ 4属と位 れまでは 法 置づ \mathcal{O} 対象 遺 た人々にそ 返族等援: Ú 5 移行 れ ま 護

律が制定されますが、 はふくまれませんでした。 は設けられましたが、 ての二つ目の法律、 は何も盛りこまれませんでした。 被爆死した者の遺族及び障害を負った者などへの年金や手当など した。しかし、それは被爆生存者の 月にようやく原子爆弾被爆者の医療等に関する法 被爆者に 0 ては放 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法 そこでも健康管理手当や医療特別手当など 死没者の遺族に対する年金や弔慰金 射 能障害の特殊性に注 一九六八年五月に被爆者に 医療につい 目 て対処するの 律が制定されま 九 五. $\overline{\mathcal{O}}$ いみで、 七 支給 つい 年三

当初 に 月 .ついて、障害年金や遺族給与金が支給されるようになりました。 月改正で同額になりました。 は軍 遺族等援護法の改正により、 九五〇年代後半に行われたもう一つの拡 人軍属の半額のみだったが、 従来は弔慰金のみだった準 徐々に改善され、 充は、 九 一九七三 五. 八 軍 年五 嵐

動 徒に 歩み ・徒犠牲者の会編 に詳しく書かれています。 Ĺ .も遺族等援護法を適用させる運動については、 長崎県動員学徒犠牲者の 動員学徒 K 誌 二 『動員学徒誌続編 会編 『生き残りたる吾 『戦後 広 島

陳情書

準軍属(動員学徒、女子挺身隊、国民義勇隊、徴用工)の遺族及

び 十七年度予算には \mathcal{O} .たします。 障害者の国 希望する域に達しないことは遺憾であります。 [家処遇につい 次の 事項を是非実現する様配 って は 年々ご配 慮を辱うし 慮賜 就 てい わ 1 ŋ て るが É は 陳 和 吾 兀 Þ

、遺族給付金を軍属と同額にされたい。

右陳情します。

昭

会

会長 大東和徳雄和四十六 (一九七一) 年九月二十日 広島県動員学徒犠牲者の

(『動員学徒誌 続編』

時期に 軍 会、 顕彰祭実行委員会、 会、 動 ながります。 とは靖国神社に合祀されることに直結しますから、 て行われていたことが分かります。 0 た時に収集した 属として遺 員学徒・ しかし戦没者・戦傷病者の場合、 日本遺族会等の名前が並び、その運動は保守系のそれでし 旧 崎 啊 県 立 図 軍人関係恩給権擁護全国連合会、 軍人恩給と遺族等援護法の拡充を求めた運動が国会に向 遺族等援護法関係資料」 書館 族等援護法に適用されることも同様に には藤野 「昭和 動員学徒援護会、 三十 文庫 匹 があり、 九 五 遺族等援護法が適用されるこ 軍人恩給失権者復権議員協 が保存されて 自由民主党広島県支部連 大東亜戦争戦没学徒慰霊 九 藤 野 年九月 了繁雄 1 が 靖国合祀 動員学徒が準 ました。 参 議院議 軍 人恩給 この 員だ た。 議 け

 \mathcal{O} 靖国 崇敬 に殉 じた人々と共に靖 [神社合祀 0 的となってい 3員学徒 ることは吾々遺族 玉 神 は昭和三十八年 社に合祀され国 に とっ $\overline{\mathcal{O}}$ てこの上もない 守護神として国民 九六三 年 て 玉

靖国 家著 合祀~』 法適用と靖 深く奉斎され る毎に靖 びとする処である。 請に基く戦 れて最上 遺族等 出された人々 沖 合祀 一縄に 『援護法で知る沖縄戦認識~捏造された は (凱風 にはすべ 援護法適用拡大はさまざまな問題をはらんでいます お の処遇に心から感謝せざるをを得ない 「国神社にて参拝していたものであるが 祭神として最も年少であると思う。 国合祀が行われました。この問題点については ・闘参加者」として準軍属に位置づけられ、 ٧١ ているかと思うと落涙禁じ難いもの ては沖縄戦の 々 等、 社 ての遺 に詳しく書かれています。このように準軍 若桜、 それも幼児までが「もとの陸軍又は海 旋の 犠牲になった住民、 若き白百合として蕾 願いであったかどうかは疑問 吾 「真実」 壕から日 吾が子がこ R のうちに散 `」(『動員学徒 を覚え神 は 上京 と靖 遺族等援 です。 本 0 こと祭ら 国 石 軍 軍 \mathcal{O} ŋ 原昌 に追 || 誌|| 会あ 果て 神 み \mathcal{O} 属 護 要 社 社

> 児の です。 せ、 帰 会 体参拝が行われるようになった。 拝を 年 前から沖縄県遺 \mathcal{O} 項 靖 同 12 実施 〇月 国参拝がなされた可能性があるが、 会が日本遺族会の一支部として加入が 翼を担うことになった。」 琉球県遺族連合会は、 した。 の靖 玉 これ以降、 族連合会の取り組みとし 神 社 i秋季例. 毎年春秋の例大祭に 大祭のた 援護法適用 となっている。 また、 め、 この これは今後の調査課 て親の参拝と一緒 初 開 承認され、 始と 寸 8 |体参拝 て このことから復 は 遺 同 族 時 沖縄 _の 代 期 開 日 表 開始と併 本遺: から に遺 九 寸 族 寸 体 五

参

 \mathcal{O}

(二〇一八・一〇・三一)

おわりに

それ 年六月九 長 あ ると共に之に要する経費の おける合祀 ń 以 分丹羽 っます。 によると『沖縄県遺 前 また準 から な 日 雅 それで沖縄における元靖 か (T) 1雄弁護士に問 知 - 備書 計 で |と援護法適用の実態~」を送ってい りたかったことに沖縄にお 年二 画書では 面 0 回大祭に琉 遺族ら 族会十年の歩み』 V 将来計 合わせ、 補 助 0 靖 をなす」 球の遺族並びに遺児を参 画として 国 国 「原告ら 神社 [神社合祀 れける靖 とされ に掲 「靖国 の第三準 の 載された 寸 取 玉 ただきま 神社 ているとのこと 参 体 消 拝 訴 備 書 拝 た 訟 が 0 面 0 寸 ねげら 》 拝せし 九五三 らした。 開 (弁 沖



動員学徒慰霊塔 (広島)